

第1章 総則

(名称)

第1条

1. この会は、習志野市立津田沼小学校PTAと称し（以下本会という）、事務所を津田沼小学校内におく。
2. 本会が行うボランティア活動等の運営においては、「つだぬまこどもサポーター」の名称を用いることができる。

(目的)

第2条

本会は、津田沼小学校に在籍している児童の保護者と教師が協力して、学校と家庭と地域における児童の幸福な成長を図ると共に、会員相互の理解を深めることを目的とする。

(活動)

第3条

本会会則第2条の目的を達成する為に、次の活動を行う。

3. 児童の保護、学校奨励に関する活動
4. 教育環境整備に関する活動
5. 学校運営への協力に関する活動
6. 会員相互の資質の向上と理解に関する活動
7. 社会教育に関する活動
8. 地域と協力する活動
9. その他前各号に挙げる活動を達成する為に必要な活動（つだぬまこどもサポーターによる活動を含む）

第2章 会員

(資格)

第4条

本会の会員は、正会員並びに賛助会員をもって構成する。

1. 正会員は、児童の保護者並びに教師
2. 賛助会員は、本校の学区内に居住し、教育に関心を有するもので、本会より推薦された者

第3章 組織と活動

(種別)

第5条

本会の組織は、次のとおりとし、その会を運営する。

1. 総会
2. 運営委員会
3. つだぬまこどもサポーター（活動サポーター）

(総会)

第6条

総会は、本会の会員で構成され、最高議決機関とする。

1. 総会は、本会会員の過半数の出席をもって成立する。但し、当該議事についてあらかじめ

委任状により意思を表示した者は出席者とみなす。また、総会は、非対面での開催を可能とする。その場合は、本会会員の過半数の議決書の提出を持って成立する。

2. 定例総会は、年度始めに開催し審議議決する。但し、会長が必要と認めるとき、又は会員現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会の議長は、会員が互選した者とする。但し、非対面の総会の場合、議長は互選しない。
4. 総会の議事録は、議長が指名した二人の会員がこれに署名する。但し、非対面の総会の場合は、議事録は会員が互選した二人がこれに署名する。
5. 会務報告及び収支決算の承認
6. 会務計画及び収支予算の承認
7. 役員の選出
8. その他本会の重要な事項の審議、議決

(運営委員会)

第7条

運営委員会は、本会の会長、副会長、会計、書記、学校長（または校長が指名した教職員）をもって構成し、総会に次ぐ議決機関であり、次の会務を実行する。

1. 活動計画の審議及び立案
2. 会務の執行
3. つだぬまこどもサポーターの募集及び活動の調整・管理

(つだぬまこどもサポーター)

第8条

活動サポーターは、本会の活動計画に基づき、各活動の実行を目的として、会員の中から希望者を募り構成する。

1. サポーターは、「できる人が・できる時に・できる事」を原則として、個別の活動に任意で参加する。
2. 本会は、活動サポーターを必要に応じて募集し、その活動を円滑に行うための組織（チームや担当グループ）を設けることができる。
3. 活動サポーターの活動に関する詳細は、運営委員会が別に定める。

(習志野市補導委員)

第9条

習志野市補導委員は、学校長、PTA会長の推薦により、教育委員会教育長から委嘱を受け、青少年の非行防止につとめ、健全育成をはかることを目的として活動する。

第4章 役員

(種別)

第10条

本会の役員は、次のとおりとする。但し、兼務することはできない。

1. 会長（保護者） 1名
 2. 副会長（保護者） 2名
- ただし、市P連役員、バレーボール委員会役員の当番校に該当する年度はさらに1名ずつ選

任する。

(教師) 1名

3. 会計(保護者) 2名
(教師) 1名
4. 書記(保護者) 2名
(教師) 1名以内
5. 監査(保護者) 2名

(職務)

第11条

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに当たる。
3. 会計は、会計事務処理、金銭出納を司る。
4. 書記は、総会並びに運営委員会の文書発送、各種連絡、その他本会の運営に必要な庶務に従事する。
5. 監査は、本会の活動と会計事務を監査し、毎年定例総会において報告する。
6. 本会の役員は、不測の事態においては学校と協議の上、会則にとらわれず本会の運営をすることができる。

(選任)

第12条

1. 役員を選出は、運営委員会で選考した候補者の中から定例総会において選任する。
2. 役員に、欠員が生じた場合は、運営委員会においてこれを承認し、補充することができる。

(任期)

第13条

1. 役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠により就任した役員の任期は、残任期間とする。
3. 役員および習志野市補導委員は、1年の任期を2期継続して務め退任した場合、その後においては、第8条(つだぬまこどもサポーター)を除く委員に選出しないものとする。ただし、本人の希望があり、運営委員会または総会において承認された場合は、この限りではなく、3期以上の継続を妨げない。※市P連役員、バレーボール委員会役員については、1年の任期満了をもってこれに準ずる。

第5章 会計

(構成)

第14条

本会の会計は、本会計と環境充実費特別会計の2つとし、本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第15条

1. 本会の会費は、本会計会費月額300円とし、在籍月分を毎年一括で納入する。但し、市の就学援助制度を受けている会員は、会費を免除する。

2. 環境充実費特別会計費は、会費を徴収しない。

(会計年度)

第16条

本会の会計は、4月1日より、翌年3月31日までとする。

第6章 補則

(会則変更)

第17条

この会則を変更しようとするときは、総会において過半数の議決を経なければいけない。

第7章 雑則

(慶弔)

第18条

慶弔に関しては、別に規定を設ける。

(個人情報)

第19条

個人情報に関しては、別に規則を設ける。

(積立金)

第20条

積立金に関しては、別に定める「積立金規則」に基づく。

慶弔規定

第1条

本会会則第18条の規定により、この慶弔規定を定める。

第2条

慶弔にかかわらず、全てPTA名で贈るものとし、一切の返礼は受けないものとする。

第3条

会員には、次の祝金、弔慰金、見舞金を送る

1. 弔慰金及び見舞金

- (1) 会員が死亡したときは、金10,000円を贈る。
- (2) 児童が死亡したときは、金10,000円を贈る。
- (3) 児童又は教職員が一ヶ月以上の入院またはそれに準ずる場合は、金5,000円を贈る。
- (4) 会員が火災により全焼及びこれに類する被害を受けた場合は、金10,000円を贈る。
- (5) 会員がその他災害を受けた場合は、見舞金を贈る。金額は役員に一任する。

2. その他

特別な事例が発生した場合は、役員に一任し、後日報告を受ける。

第4条

本規定の改正は、総会で行う。

個人情報取扱規則

第1条

本会会則第19条の規定により、この個人情報取扱規則を定める。

第2条

本会は、運営上必要な範囲内の個人情報を適法かつ公正な手段により取得する。

第3条

本会が取得した個人情報は、目的の範囲内で適正に利用する。また、会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用しない。

第4条

本会は、取り扱う個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずる。個人情報の取り扱いを外部に業務委託する場合、その委託先に対しても、個人情報の安全性が確保されるよう、必要かつ適切な監督を行う。

第5条

不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄する。

第6条

法令に定める場合を除き、事前に関係する会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ開示・提供しない。

第7条

本会が保管している個人情報について、会員本人から開示の請求があった場合、合理的な範囲内で速やかに対応する。

第8条

本規則の改正は、総会で行う。

積立金規則

第1条

本会会則第14条の規定に基づき、この規則を定める。

第2条

流動性のある資産として本会計と環境充実費特別会計より積み立てるものとする。

第3条

本会の会長は、本積立金の代表とする。

第4条

積立金額は、年度末の残額より考慮し、定例総会で定めるものとする。

第5条

本積立金規則の改正は、総会で行う。

第8章 附則

本会則は、令和〇年〇月〇日より一部改正し、施行する。